三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三十四号

　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十六年十二月二十二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十七年一月十六日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称
　株式会社一二
二　主たる事務所の所在地
　福岡県北九州市門司大字畑百二十番地
三　適性診断の種類
　特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○気象庁告示第一号

　気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）第三十二条第一項の規定に基づき、次のとおり気象測器の型式について型式証明をしたので、気象測器検定規則（平成十四年国土交通省令第二十五号）第二十三条第一号の規定に基づき、告示する。
　平成二十七年一月十六日
気象庁長官　西出　則武

型式証明番号	気象測器の種類及び型式	型式証明を受けた者の住所	型式証明を受けた者の氏名又は名称	型式証明をした日
第14506号	ラジオゾンデ（気圧計を用いないもの）RS−11G(H)型ラジオゾンデ	群馬県伊勢崎市長沼町2223番地	明星電気株式会社	平成26年12月18日

○関東地方整備局告示第十九号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　平成二十七年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百九十八号	市川市東大和田二丁目三八〇四番一から同市東大和田二丁目六二八番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局首都国道事務所

○九州地方整備局告示第三号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月十六日
九州地方整備局長　金尾　健司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
八女市立花町山崎字内町二三〇五番二から同市立花町原字牟田々一四三番一まで	前	一一・〇〇～二三・〇〇メートル	一二・二四二キロメートル
	後	一三・一七～二二・一三メートル	一二・二四二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第四号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月十六日
九州地方整備局長　金尾　健司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	八女市立花町山崎字内町二三〇五番二から同市立花町原字牟田々一四三番一まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

　供用開始の期日　平成二十七年一月十六日

○北海道開発局告示第四号

　次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月十六日
北海道開発局長　岡部　和憲

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道天塩郡天塩町字サラキシ五七七四番五から同町字サラキシ九一五番一まで	前	四九・五八～五〇・〇〇メートル	一三〇キロメートル
	後	五七・五六～六二・二三メートル	一三〇キロメートル
北海道苫前郡初山別村字共成二〇二番一から同村字共成二三八番四まで	前	三五・〇三～三五・〇三メートル	二四二キロメートル
	後	三五・〇〇～四七・〇〇メートル	二四二キロメートル
北海道苫前郡初山別村字明里八五四番一から同村字明里八五三番一まで	前	二六・七三～三〇・五一メートル	一〇〇キロメートル
	後	二九・七五～四一・七四メートル	一〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第五号

　次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
　その関係図面は、平成二十七年一月十六日から二週間一般の縦覧に供する。
　平成二十七年一月十六日
北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十三号	留萌市大字留萌村字留萌一四二三番一地内	北海道開発局及び同局留萌開発建設部
四百五十三号	恵庭市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五〇九二林班ろ小班から同市盤尻国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署五一〇五林班ろ小班まで	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

　供用開始の期日　平成二十七年一月十六日